



特集1 「家庭養護を考える」1

新生児の里親委託 愛知方式に注目

愛知教育大学 教育実践研究科 特任教授 萬屋 育子

児童虐待の防止等に関する法律（＝以下、児童虐待防止法）ができて10年以上が過ぎたが、児童相談所に寄せられる児童虐待相談件数は年々増加し、虐待で死亡する子どももあとを絶たない。虐待で死亡している子どもは3歳未満児が7割近くで、中でも0歳児、0ヶ月・0日いわゆる新生児が多い。虐待予防の対策として妊娠中からの切れ目ない支援が有効であることは虐待予防に取り組む関係者の共通認識となっている。妊娠中から相談に乗り、生んでも育てられない場合には乳児院を経ずに里親に託す愛知県内の児童相談所の取り組みが注目されている。児童人口が減少しているなか、家庭、家族から離れて、乳児院、児童養護施設、里親家庭などで生活する子どもたちが増え続けている。これまで長い間、児童相談所が保護した子どもたちの生活の場としては9割がた多人数の大人と多人数の子どもが生活する施設だったが、数年前に遅ればせながら国が家庭的養護、家庭養護の方向を打ち出した。施設はできるだけ少人数単位に、ファミリーホーム、里親委託の推進が今日の流れとなっている。

私は人が人として育つのに必要なものは何か、一人ひとりがどうして違う人間に育つかに关心を持っている。同じ親から生まれ、同じ家庭で育っても大人になると異なる、性格、気質になってしまう。出会った人、関わった人に私たちは影響を受ける。子どもであればなおさらである。大人が絶対的な存在である幼少時こそ人としての育ちに大きな影響を受ける。子どもが子どもとして育つには安心安全な家庭、家族、特定の大人が必要だと考える。愛知県に社会福祉職で採用され、最初の職場が児童相談所、最後の職場も児童相談所だった。（信じられないかもしれないが児童相談所の児童福祉司に女性はダメ、役職でなければダメと

いう時代があった。11年間、わたくしは児童相談所以外の福祉行政や生活保護の業務に従事した）。障害児の巡回療育相談、不登校、登校拒否のグループ活動、万引き、暴力などで警察から児童通告が来て出会った子ども、さまざまな問題、家族の事情がある子どもたちがいた。私の関心はいつも親に育てられない子ども、親が育てるのが不適当な子ども、いわゆる養護相談の子どもたちだった。

養護相談にどう対応していたか。まずは、

[戦略1]

乳児院、養護施設から子どもを出す。担当地区が決まつたらまず施設入所児童に面会に行く。親行方不明、面会、帰省の途絶えている子どもは特にマーク。戸籍謄本、付票などで親権者を調査、連絡を取る。子どもへの面会を再開した親もいたが、「今更…」と子どもへの関心を示してくれない親もいた。親と話し合い、引き取りの見通しがなければ6歳未満は特別養子縁組前提で里親委託を検討、乳児院から始めた。6歳以上～小学校低学年は普通養子縁組前提で里親委託を検討、親試しに耐えうる里親を探すのがたいへんだった。小学生は自立まで長期を見込んで里親委託を検討、運よく里親が見つかってもフォローは大変。中学生になっていると環境を変えるのはリスクが高いので里親委託はあきらめて、担当として長期休みに面会し一緒に外出するなどしていた。

ベテランの保育士の指導にしか従わず新人の保育士を泣かせ、問題児となっていたA子さん、中2の夏休みから無断外泊を繰り返し、施設に戻ってきた日に一時保護所へ、一時保護所で落ち着き何とか中学卒業まで施設で生活したB男くん——今どうしているだろうか。

[戦略2]



「家庭養護を考える」1

乳児院から養護施設へ変更の時がチャンス、引き取りの見通しなしに養護施設へ措置変更しない。親権者と子どものこれからについて真剣に話し合う。ほかの人に子どもの養育を託す決断は親しかできない、親ができる責任の取り方の一つと「里親委託、養子縁組」を肯定的に提示した。乳児院から里親宅へ引き取られ、新しい家族が誕生した。可愛かった赤ちゃんたちは今、思春期、反抗期の真っ盛りで親を悩ませている。この子のために悩んでくれる親がいてよかったと思う。親が引き取ると言い張り、乳児院から養護施設へ変更したC子さんは私が退職するときにも養護施設にいた。

〔戦略3〕

施設入所時に条件付きで預かる。今養育できないのはやむを得ないが、いつまでにどのような状況になれば引き取るのか話し合う。「連絡が取れなくなったら、面会、帰省が途絶えたら養育放棄とみなす」と伝える。3カ月イエローカード、6カ月レッドカード。誓約書を書いてもらうなどしたが、引き取りの約束が果たせないまま時間がすぎたり、担当が変わったりすると家庭復帰はできなくなる。「〇歳で引き取ります。毎週家庭帰省させます」と母が約束して生後間もなく乳児院に入所したD子ちゃん。家庭引取りの約束ははたされないまま、まだ養護施設にいると聞く。

〔戦略4〕

そもそも、施設に入れない。生まれる前から相談にのり新生児で里親委託をする。乳児院を経ずに特別養子縁組前提で里親夫婦へ橋渡しする。

現在は定期的に里親委託推進委員会が年数回開かれ、各児童相談所から子どもの情報が寄せられ里親委託が検討されている。里親委託の一層の推進のためには里親業務に専従できる職員を全児童相談所に配置するなど人的配置の強化が求められる。里親委託、養子縁組に同意しない子どもの保護者、親権者の存在も里親委託の壁となっている。10年以上の長きにわたって、子ども時代のほとんどを施設で生活する子どもたちもい

る。このまま放置することは許されない。保護者、親権者と離れて暮らす期間について制限が必要ではないだろうか。その期間は子どもが小さければ小さいほど短くすべきと考える。乳児院、養護施設に入れっぱなしにしている（とは思っていないかもしれないが）保護者、親権者についての親権の問題を見直さない限り解決しない。

新生児の里親委託

—愛知方式が注目されています—

県内の児童相談所では生まれたばかりの新生児を里親制度に基づき特別養子縁組前提で里親委託を行っている。30年以上の経験の蓄積があり手続きも明文化されていて愛知県内の児童相談所では一般的なケースワークとして行われているが、愛知県以外に行われているところは少ない。平成23年3月、厚生労働省通知の「里親委託ガイドライン」で紹介され、県外から新生児の里親委託を始めたという便りが里親推進員に届いていると聞いている。

赤ちゃん縁組み（=新生児里親委託）の第一の特長は妊娠中から相談にのる、そして出産前にあらかじめ登録している里親の中から養親候補を選定すること。第二の特長は病院から直接里親家庭へ赤ちゃんが引き取られること。第三の特長は特別養子縁組を前提に委託すること。多くの場合、名付け親は養親となる里親である。赤ちゃんの住所は出生届時に里親と同一住所にする。命名、住所設定については生みの親の了承を得ている。

赤ちゃん縁組の取り組みのいきさつは1973年の「菊田医師事件」まで遡る。愛知県産婦人科医会は1986年から「赤ちゃん縁組無料相談」を始め、生みの親が育てられない赤ちゃんと子どもに恵まれない夫婦の橋渡しをした。1997年まで続き1,255組の親子を誕生させた。児童福祉司をしていた大先輩の矢溝田篤二氏は愛知県産婦人科医会の手法に子どもの視点を加え、子どもを迎える夫婦に厳しい条件を付けて1982年初めて児



童相談所の業務として、新生児を里親に委託した。前例がなくても、周囲に反対されても子どもにとって良かれと思う事を始める矢満田氏の勇気と実行力は見習いたい。名付け親となって、生後間もない時期から養育を開始、法律的に親子関係をつくるやり方は里親に好評を得た。県内の児童相談所に徐々に広がり、氏が退職されてからも後輩の児童福祉司たちによってすべての児童相談所で赤ちゃん縁組、新生児里親委託が行われている。愛知県の新生児里親委託は平成25年3月までの約30年間で161組の実績がある。年間10件前後、一児童相談所で年間1~2件、他の業務を圧迫するほどの仕事量ではない。

私は児童相談所で養子縁組前提での里親委託をとりくむ意義を次のように考えている。そもそも児童相談所には養育困難の相談が寄せられ乳児院、養護施設に子どもが入所している。生後間もなく乳児院に入っている赤ちゃんがいる。引き取りのないまま18歳過ぎまで養護施設で生活している子どもたちが少なからずいる。里親登録を希望する人の6~7割は養子縁組を希望している。児童相談所のケースワークで養親として適切な夫婦を里親として登録することができる。児童相談所は子どもの状況、背景を把握している一方で、里親についても登録、研修を通して情報を持っているので子どもと親をマッチングする機関として適當だと思う。

冒頭にも述べたが、虐待の死亡事例で最も多いのは新生児である。妊娠中から相談に乗ることで生む人が安心して出産に臨むことができる。生んだ人が将来にわたって養育する意思がない、養育できる見通しが持てないときには里親制度を使って安全に手放すことができる。大小の困難を抱えていても生んだ人が自ら養育することになれば、要保護児童対策地域協議会などを通じて地域の支援につなげることができる。どちらにしても生後間もなくから母、子への支援が開始されるので虐待予防の一助となる。

担当者として乳児院、養護施設から子どもを里親に

委託する時も感動するが、生まれたばかりの命を目の前にすると特別な感慨、敬虔な気持ちになる。当事者はもちろんだが、児童相談所、関係機関の職員にとても新しい家族の誕生に立ち会うことが出来るのはこの上ない喜びとなる。私たちの仕事の意義を実感できる。

私たちはあくまで職員、関係者でいつか子どもたちと別れる、離れることになる。子どもには安心安全な家庭、家族、特定の大人の関わりが必要だと思う。施設にいる期間はできるだけ短くしたい。と私は願っているが、実際問題としてはすべての子どもを施設から退所させることはできないし、すべての子どもに安心、安全な特定の大人を用意することは無理がある。近年、親の虐待で一時保護後に施設入所となる児童が増えている。里親委託、養子縁組に出せる子どもは限られてくる。家庭養護、家庭的養護が子どもたちへもたらすものはいろいろあるが大きなものは「生活全般にわたる安心安全と大人への信頼感」ではないだろうか。乳児院、養護施設で生活する子どもたちに安心安全を保障し、大人との信頼関係を作っていくことが求められている。子どもたちと生活をともにし、子どもたちの悲しみ、痛みに寄り添いながら、それでも子どもを叱咤激励している職員の皆さんのご苦労は大変なものだと思います。日々の生活の積み重ねが10年先、20年先の子どもたちを作ります。今日の実践が子どもたちの未来につながることを信じて子どもたちと付き合っていきましょう。





ファミリーホームにできること、できないこと 制度と実践から考える

中部学院大学 短期大学部 伊藤 龍仁

1.はじめに

このたび、「家庭養護を考える」という特集におけるファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）に関する執筆依頼をいただきました。しかし、私自身の家庭養護の経験は1年半程度しかなく、家庭養護やファミリーホームを正面から取り上げて議論するには荷が重いと感じます。そこで、以前に施設職員であった経験を含め、2013年8月に蒲郡市で開催された「第8回ファミリーホーム全国研究大会」に参加して感じしたことなどを振り返りながら、ファミリーホームには何ができる、何ができないのかと考えてみようと思います。

ところで、私の自宅でもある「ファミリーホーム☆マギカルⁱ」は、賃貸物件を見つけてマンションから引っ越し、2013年4月に開設しました。今では2歳から6歳の4人の子どもたちが委託され（2013年12月現在）、その他にも短期入居となった小学生や一時保護委託、里親レスバイトの子どもたちも預かってきました。「ファミリーホーム☆マギカル」の「magical」は「魔法」を意味しており、子どもたちの「魔法の家」「魅力的な家族」を目指しています。また、私たち夫婦は共に元施設職員なので、社会的養護専門職としての知識と経験に基づく子どもの養育と家族援助を行うことを目指し、“6Stars”という18のコンセプトを掲げています。マギカルにとっての魔法は「専門的な知識と技術」であり、「子どもの夢を実現する援助」だと位置づけています。

2.私にとってのファミリーホーム

もともと施設職員として経験を積んできた私たち夫婦にとって、ファミリーホームの開設は夢であり必然的な終着点だったと感じます。名古屋市内の児童養護

施設で児童指導員をしていた私は2009年に退職し、保育士養成校の教員となりました。しかし、社会的養護の現場を離れて2~3年するうちに物足りなさを感じ、ファミリーホームの制度に注目をしていました。そして、施設保育士として働いていた妻が退職をした2012年、二人で力を合わせてファミリーホームを開設する決意をしたのです。当初、市外のどこかに開設する予定で愛知県と折衝しましたが、児童養護施設の定員増を図っている最中の愛知県よりも、地元の名古屋市で開設する方が適切だと判断して市内での開設を決意しました。

ところが、名古屋市の内規では元施設職員であっても養育里親として登録することが開業の条件ⁱⁱとなっていましたことがわかりました。そこで、私たちは名古屋市で行われる養育里親研修を受講し、2012年の9月に里親登録を終え、その月の終わりに一人目の里子の委託を受けたのです。結果的にファミリーホームの開業が1年遅れたわけですが、私たちにとってはそれがよかったです。当時4歳だったA君を里子として自宅へ受け入れて育てることは、施設職員として施設の子どもたちと関わる経験と質的に大きく異なり、ファミリーホーム化して複数の子どもを養育するために必要な期間だったと感じているからです。A君を自宅に受け入れて家庭養護を実践する日々は、本当にわくわくする楽しい時間となりました。ただ、わが子を育て、施設職員としての経験を積んできた私たち夫婦にとっても、それは試行錯誤の連続だったのです。そして現在の「ファミリーホーム☆マギカル」には4人の子どもたちがいます。幼児ばかりで手がかかるのですが、専任の養育者として子どもの養育にあたる妻を中心に、日中は保育士を常勤的に雇用し、さらに学生



のアルバイトも複数確保して体制を組んでいます。しかし、夕食から夜までと、アルバイトを確保できない休日は、夫である私の果たしている役割も大きいと自負しています。

ところが、私の本職は大学の教員です。つまり、私はマギカル専任の養育者ⁱⁱⁱではありません。以前、妻に宣言したこともあるのですが、私にとってマギカルは生活の場なので、仕事として子どもと関わったり家事を手伝ったりするつもりはありません。なぜなら、大学の仕事を終えてへとへとになって帰ってくる自宅がもう一つの職場だと思ったら身が持たないからです。多くのさんは誤解しているのですが、近ごろの大学教員は、かなりの仕事量をこなさなくてはなりません。昔のように休講して補講しないなんてことは許されず、必ず15回の授業と試験は義務付けられています。その上、学生の確保や外部資金の獲得、地域への貢献などが求められ、その中で研究業績を上げていかなくては生き残ることができません。かなり厳しい職場環境の中で、心身を消耗して仕事をしているのですが、世間からは「楽な仕事」だと誤解されているようです。

この点に関しては、私の妻も中々理解してくれません。私もかつては経験豊かな施設職員でした。だからどうしても頼りなくなるのでしょうか、開業してしばらくの間はお互いのペースがつかめません。私が仕事から帰宅すると自室へ荷物を置きに行く暇もないまま、子どもたちの食事の介助、食器類の洗い物、掃除、子どもの入浴から幼児の添い寝までする羽目に陥ることも珍しくありませんでした。当時のマギカルは、入居間もない4人の幼児によって夜は戦場と化していました。私の帰宅が遅ければ、妻が添い寝のまま疲れて眠り、リビングとキッチンは荒れ果てたまま放置されています。これを見なかったことにして寝る勇気はなく、せめて後片付けと掃除だけは終わらせようとするわけです。そうしないと、翌朝の生活に支障が生じるだけでなく、不機嫌になる妻への対応に苦労することが目に見えており、とても安眠などできないからです。

このような無理な生活の中で私が体調を崩し、前述のような「宣言」をしたわけです。ただ、実際にやらなくてはならない業務が減るわけでもなく、妻への負担が大きいこともわかっているため、今もできることは何でもするように心がけています。ところが委託児童が4人しかいない運営は、妻とスタッフの入件費等でぎりぎりとなるため、私の行っている家事や養育、子どもを引率する場合も含め、どれだけ貢献しても労働とはみなされません^{iv}。今のファミリーホーム制度には、さまざまな課題があるように感じます。

3. ファミリーホームの制度について

このようなファミリーホームの制度は2009年にできました。ちょうどこの年の12月には国連総会で「子どもの代替的養護に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）も採択され、まさに「家庭養護元年」ともいえる年でした。このガイドラインによって、家庭養護を基軸とする社会的養護制度が世界基準として明確となり、わが国でも「家庭的養護」という枠組みの中に混在していた里親（ファミリーホームを含む）と、グループホームや地域小規模児童養護施設など施設における小規模なケア形態を区別し、前者を「家庭養護（family-based care）」、後者を「家庭的養護（family-like care）」と区別しました。そして、2011（平成23）年に定められた「里親委託ガイドライン」により「里親委託優先の原則」が確立すると共に、家庭養護3分の1、小規模施設等の家庭的養護3分の1、従来型施設養護3分の1という社会的養護の将来像^vが示されています。その中で、家庭養護の一角を担うファミリーホームは、将来的に1,000カ所の設置を目指し、5,000人の委託児童という目標が示されました。こう考えると、新規里親の開拓だけでは数値目標の達成が難しいため、一度に6人まで委託できるファミリーホームが「数合わせに便利な」家庭養護として利用されるのではないかという危惧を覚えます。この点に関しては事業者サイドからも「1,000カ所という数字がひとり



「家庭養護を考える」1

歩きすることは避けなくてはならない（中略）大切なことは、ファミリーホームにおける家庭養育が、適切に行われることである」（ト藏 2012）と指摘されています。

4.家庭養護としてのファミリーホーム

2012（平成24）年に策定された「里親・ファミリーホーム養育指針」によれば、「里親及びファミリーホームは、社会的養護を必要な子どもを養育者の家庭へ迎え入れて養育する「家庭養護」である」と位置付けられています。そして、ファミリーホームは「里親家庭が大きくなったものであり、施設が小さくなつたものではない」と定義されました。

実は、かつてユニットケアや地域小規模児童養護施設での施設養護を経験したことのある私も、当初はそれらとファミリーホームとの違いがよくわかりませんでした。しかし、今ではその違いがよくわかります。まだ十分に整理できていませんが、ファミリーホームは確かに家庭養護であり施設養護とは質的に異なります。例えば激しく人見知りをする2歳児と養育者との間に形成された確かな愛着関係は、小規模施設とは大きく異なると感じます。その他にも、主に里親養育の実践で語られてきたように、特定の養育者の下で養育されることの効果については今更取り上げるまでもないでしょう。

それよりも、私が最近感じていることは、生活の中で自然に繰り広げられる養育者夫婦と委託児童間の相互行為そのものが、施設職員とのそれと質的に大きく異なっているという点です。例えば誕生会という「行事」の場面を取り上げた時、子どもの誕生日とは違う日程でまとめて誕生日会を行うという風習が残っている大舎制の施設もまだ珍しくありません。ただ、小規模な施設においては子どもが誕生日を迎えたその日に、主人公として祝福すること自体はそれほど難しいことではないと思います。

ところが、マギカルの養育者である「お母さん」が

誕生日を迎えた時に、施設ではあり得ない光景が繰り広げられるのです。その日、誕生日を迎えたお母さんのためのケーキと飲み物が用意され、お母さんの誕生日会が始まるのです。子どもたちも自分が祝ってもらえたように、それぞれ精一杯のプレゼントを手渡します。子どもたちは、大好きなお母さんが喜ぶ様子が嬉しくてたまらないようです。さらに、お父さんである私が大きな花束を抱え、それをかっこよくお母さんに手渡して感謝を伝える「特別な場面」に、子どもたちも家族として同席します。子どもたちは最初、その場面をドキドキして見つめているようでしたが、やがて花束とプレゼントに囲まれて幸せなお母さんの周りに自然に集まり、抱き付いたり写真を撮ったりして素敵な時間を共有するのです。その時、もうすぐ6歳になるA君は、「僕もお誕生日にお花が欲しい！」と私に訴えました。

これは一例に過ぎないのですが、このような家族間の濃密な相互行為が自然に繰り広げられる家庭の養育環境は、施設の養育環境と質的に異なっていると感じるのです。

5.おわりに

～ファミリーホームにできること、できないこと～

このように、家庭養護であるファミリーホームだからこそ、できることはいろいろあると感じています。そして、ファミリーホームは里親家庭と同様に、委託児童の自立のための「ベース・ファミリー」として実家の機能を果たすことができるでしょうし、やがて結婚して家族をつくるとき^{vi}の「モデル・ファミリー」となるはずです。

一方で過剰な期待や無理は禁物です。ファミリーホームの養育構造は、施設と比較して脆弱であると同時に閉鎖的です。また、施設のように養育者が交代できる職員体制になく、ファミリーソーシャルワーカーや心理職などの専門職もいません。そして、実際に私たちも経験してわかったことですが、施設であれば十



分対応が可能な子どもであっても、家庭養護では負担が大きく対応できないこともあるのです。家庭内の不安定な成員が与える影響は予想外に大きなもので、養育者や他の子どもへの影響は無視できません。

このように、ファミリー・ホームにできること、できないことを整理していくことは非常に重要だと思っています。そこから、施設や養育里親等との連携や役割分担の道筋も見えてくるからです。しかし、制度化から5年しかたっていないファミリー・ホームの実践経験は極めて限られており、その援助論の構築にはまだ時間が必要でしょう。

さらに、ファミリー・ホーム全国研究大会でも話題となった制度上の課題もいろいろあります。いわゆる「法人型ファミリー・ホーム^{vii}」に関する議論もその一

つでしょうが、何よりも、現員払いとなっている現行の措置制度を早急に改善する必要があります。これでは十分な人件費の見通しが立たず、養育の質を保証することができません。子どもの委託状況によっては廃業も現実味がある話です。もちろん、ファミリー・ホームの専門性向上と質の高い養育の担保が必須だと思いますが、施設並みの暫定定員制の定員払いにする必要があると思います。また、事務職員の配置がない中で施設同様の事務量を求めるのも非常識だと思います。養育者の努力と健康状態によって支えられている感がある現行のファミリー・ホーム制度の中で、睡眠時間を削って取り組まなくてはならなくなるような事務量を求めるないように、所管課には配慮してもらいたいところです。



i 住 所：名古屋市天白区高島1-430

代表者：伊藤美加

「マギカとリュウのブログ」<http://ameblo.jp/illusion2013>

ii 「小規模住居型児童養育事業（ファミリー・ホーム）実施要綱」（厚生労働省2009）によれば、児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者は養育者となることができる。私たち夫婦は共にこの要件を満たしているが、名古屋市のように管轄する自治体が独自に内規を設けて要件を定めている場合がある。

iii 「ファミリー・ホームの要件の明確化について」（厚生労働省2012）によれば、①ファミリー・ホームは夫婦共に専業の養育者になり行う形態と、②夫婦の一方が専業の養育者となり片方は他の仕事と兼業の養育者となる形態、③単身者が養育者となる形態が示され、いずれの場合も補助者を雇用して3名以上の養育体制を確保する必要がある。ファミリー・ホーム☆マギカルは②の形態となる。

iv 交通費や必要経費は出してもらえない、今のところ日当などの手当では出ないという意味。

v 「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省2011）

vi 社会的養護における自立支援の目標は、独立して自活することではなく結婚して生殖家族を形成することだと筆者は考えている。

vii 「ファミリー・ホームの要件の明確化について」（厚生労働省2012）によれば、ファミリー・ホームの形態は大きく自営型と法人型に分類され、それぞれに脚注iiiの3形態があるため、合計6つの形態になる。しかし、法人が設置する単身型のファミリー・ホームは住み込み型のグループホームといえないかという指摘があり、家庭養護とは何かという議論につながっている。これまで開設されたファミリー・ホームの大半は養育里親と元施設職員による自営型であるが、法人型も徐々に増えている。福岡のSOS子どもの家は、法人型ファミリー・ホームの一例である。